

第28期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

事業報告

- ・事業の経過及びその成果
- ・対処すべき課題
- ・財産及び損益の状況の推移
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

- ・連結財政状態計算書
- ・連結損益計算書
- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

監査等委員会の監査報告書謄本

夢展望株式会社

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）は、雇用や所得環境の改善を背景とした個人消費の改善やインバウンド需要の拡大の動きが見られた一方、長期化する原材料や物流費等の高止まりに伴う世界的な物価高騰、為替変動などの影響を受けて、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおいては、消費者マインドの回復は見られるものの、海外からの仕入れコストの上昇や原材料の高騰など、引き続き経営環境へのマイナス要因も多く、全般的には厳しい経営環境となりました。加えて、記録的な猛暑や秋口にかけての気温の高止まり、子会社における不正アクセスによるホームページのドメイン盗難など、予期せぬ事象も発生いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、海外展開の強化、販売費及び一般管理費の削減、資金調達による財務基盤の強化に努めてまいりましたが、為替の急激な変動や暖秋・寒春に翻弄されたアパレル事業、ドメイン盗難によりホームページからの集客と受注で大きく影響を受けたジュエリー事業で苦戦し、売上及び利益ともに課題が残る結果となりました。しかしながら、トイ事業が好調に推移したことと、グループ全体のコスト構造改革の進展により、赤字幅は縮小し、減収ながらも増益という結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上収益は4,499百万円（前期比3.4%減少）、営業損失は277百万円（前期は営業損失278百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は369百万円（前期は親会社の所有者に帰属する当期損失352百万円）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(アパレル事業)

アパレル事業は、EC専門の当社及び実店舗とEC店舗を有する連結子会社であるナラカミーチェジャパン株式会社が担っている事業です。

当社は、7月より抜本的な方針転換をはかり、海外展開を拡大し、米国、中国、台湾の主要な事業者と連携し8月より越境ECを本格的に開始しました。各地域の特性に合わせて海外マーケティングやブランディングを加速させ、各販売パートナーの強みを活かした販売戦略のもと、海外販路の拡張を積極的に進めることにより海外売上は順調に拡大しました。一方、国内市場では猛暑や気温の高止まりの影響で秋冬商戦が不振となり、DearMyLoveを中心とする主力ブランドが苦戦、自社ECサイトでの売上不足も響きました。また、長期化する原材料や物流費等の高騰といった世界的なインフレの進行が粗利率に影響し、営業利益を大きく圧迫する結果となりました。

ナラカミーチェジャパン株式会社については、ブランディング方針の見直しを図りつつも、仕入れ契約の自由度向上を活かした商品力強化が追いつかず、また例年以上の猛暑と秋口の気温の高止まりに大きく影響を受けて売上面で苦戦する結果となりました。損益については、引き続き物流費高騰や円安、商品原価値上げに加え、セール期の値引き販売比率の上昇等が粗利率に影響し、減収減益を余儀なくされました。

以上の結果、当連結会計年度のアパレル事業の売上収益は2,558百万円（前期比5.9%減少）、営業損失は201百万円（前期は営業損失196百万円）となりました。

(ジュエリー事業)

ジュエリー事業は、連結子会社である株式会社トレセンテが行っている事業であり、主に婚約指輪・結婚指輪等のブライダルジュエリーを中心とする宝飾品の受注販売を行っております。ジュエリー事業は、公式ホームページのドメイン盗難による集客機能低下が大きく影響し、6月から8月にかけての店舗受注が減少しました。その後、ウェブサイト復旧とともに受注は回復傾向に転じましたが、十分な巻き返しには至りませんでした。加えて、大幅な経費削減や店舗統廃合等の構造改革に積極的に取り組んだものの、売上の減少を完全に補うには至っておらず、前年同期比は減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度のジュエリー事業の売上収益は789百万円（前期比13.8%減少）、営業損失は56百万円（前期は営業損失7百万円）となりました。

(トイ事業)

トイ事業は、当社及び香港と中国の連結子会社が行っている事業であり、国内玩具メ

一カーや小売店に玩具や雑貨を卸しております。当連結会計年度は、原材料や燃料価格の上昇による影響を受けたものの、国内玩具市場の拡大や販売先の多様化により受注は堅調に推移し、増収増益を達成しました。

以上の結果、当連結会計年度のトイ事業の売上収益は1,154百万円（前期比13.0%増加）、営業利益は88百万円（前期比143.2%増加）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループではお客様のニーズを捉え、他社との競合において比較優位に立ち、持続的に成長するため、以下の内容に対処すべき課題として捉え、その対応に取り組んでまいります。なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出時点において当社グループが判断したものであります。

① 商品企画力の更なる向上

当社グループの中核事業であるアパレル事業において、当社はEC販売に特化し、子会社のナラカミーチェジャパン株式会社は百貨店などの実店舗販売とEC販売を併用しております。販売チャネルやお客様の層は異なるものの、アパレル事業に共通する重要な課題は、お客様のニーズを的確に捉え、タイムリーに商品化する「商品企画力」であると認識しております。

当社は引き続き、各ブランドの個性を際立たせつつIPコラボレーションを積極的に推進し、トレンドを捉えた商品開発を行うとともに、長期的に売上を牽引できる「大型商品」の創出にも注力してまいります。ナラカミーチェジャパンにおいては、従来の定番商品に加え、日本市場向けの独自商品やコラボレーション商品の開発にも力を入れており、ラインナップの幅を拡大しています。

生産体制に関しては、従来のSPAモデルに加え、クイックレスポンス型の体制や一部商品の受注生産を併用することで、仕入精度の向上と在庫適正化に努めております。また、円安や物流費高騰など外的コスト増への対応としては、主要ブランドの海外展開拡大に伴い生産量を確保し、スケールメリットを活かすことでコスト抑制を図ってまいります。

② 商品企画部門と販売部門の連携強化

お客様の求める商品を、適正な価格と数量で適切なタイミングで市場投入するには、商品企画部門と販売部門の連携強化が不可欠と考えております。需要に即応した供給体制を構築すべく、商品企画部門と販売部門の上に事業本部を置き、商品企画段階から現場の販売動向やお客様の声を反映した取り組みを進めております。

自社ECサイトのほか、様々なモールでの販売も展開しており、チャンネルごとに

異なる顧客層に対応する必要があるため、販売部門の知見を企画に反映するプロセスを重視しています。この連携強化により、商品のヒット率が向上し、結果としてプロパー消化率や利益率も改善傾向にあります。引き続きこの取り組みを強化し、精度を上げていくことで在庫抑制および更なる利益率向上にも努めてまいります。

③ 販売力の強化

当社グループは、国内外における販売力のさらなる強化を重要な経営課題と捉えております。国内においては、各ブランドのファン層の拡大を目指し、SNSやインフルエンサーとの連携を強化することで、ブランド認知度および顧客エンゲージメントの向上を図っております。

一方、海外展開については、2024年8月より段階的に米国・中国・韓国・台湾の大手事業者と連携し、各エリアにおける本格的な販売を開始いたしました。現地の消費動向や市場ニーズに応じた商品構成・価格戦略を構築し、各国ごとの最適なマーケティング手法を展開することで、グローバル市場におけるブランドプレゼンスの向上を図ってまいります。今後は、国内外ともにデジタルを軸とした販売チャネルの最適化を推進し、顧客との接点拡大およびLTVの最大化を実現してまいります。

④ 品質管理体制の強化

顧客満足度およびリピート率の向上には、安定した品質の確保が不可欠です。提携検品所での検品フローの見直しや、商品企画担当者へのサンプルチェック研修の実施により、不良品の未然防止を図っております。加えて、海外製造委託先の管理強化も並行して進め、全体的な品質マネジメント体制の底上げに注力してまいります。

⑤ 多種多様な人材が活躍できる組織作り

人材は企業の成長を支える最も重要な経営資源の一つです。当社では年功序列を排除し、従業員の本質と行動を評価する人事制度を軸に、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めております。年齢、性別、バックグラウンドなどに関わらず、問題意識が高く行動力が伴う人材を積極的に登用し、経営層と現場のコミュニケーションの円滑化にも取り組んでいます。引き続き、現場の気づきを経営にも活かせる風通しの良い組織を目指してまいります。

⑥ コンプライアンス体制の強化

企業に対する社会的要請が年々高まる中、コンプライアンスの徹底は経営の根幹を支える重要な課題です。当社では、毎月のコンプライアンス委員会に加え、

日常的な啓発活動や社員教育を継続実施しており、社内外のステークホルダーから信頼される企業であり続けるよう努めております。今後も、社内規程や運用の見直し、通報制度の強化等を通じて、実効性の高いコンプライアンス体制の構築を図ってまいります。

⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度は、引き続き物価高騰や為替変動など外部環境の影響を受けつつも、海外事業の成長や収益構造改革の効果が着実に現れ始めた年度となりました。一方、アパレル事業およびジュエリー事業においては依然として厳しい状況が続いております。ジュエリー事業では収益構造を見直し、不採算店舗の整理を進めましたが、大幅な減益となりました。

結果として、当連結会計年度において営業損失及び当期損失を計上し、計算書類において前事業年度末から引き続き債務超過の状態であります。

これらの状況を複合的に勘案した結果、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当該事象又は状況を解消するため、販売費及び一般管理費のさらなる削減によるキャッシュ・フローの改善施策の実行、さらには親会社からのファイナンス支援の実行による資本増強を図ってまいります。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性を判断するための基礎となる事業計画及び資金計画に含まれる重要な仮定は以下のとおりであります。

- ・ 事業計画上の売上高や営業利益計画の前提となる販売予測や経費予算
- ・ 事業計画に基づく経常収支予測
- ・ 親会社からの資金支援継続の意思及び能力

上記の仮定は当社を取り巻く経営環境などの影響を受けます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	国際会計基準（IFRS）			
	第25期 2022年3月期	第26期 2023年3月期	第27期 2024年3月期	第28期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売上収益（千円）	4,949,741	5,184,734	4,656,417	4,499,651
営業利益又は損失（△）（千円）	26,663	△71,938	△278,763	△277,483
親会社の所有者に帰属する 当期損失（△）（千円）	△49,124	△132,079	△352,264	△369,775
基本的1株当たり 当期損失（△）（円）	△3.61	△9.39	△23.98	△22.50
資産合計（千円）	3,244,027	3,081,482	2,655,455	2,611,127
資本合計（千円）	271,730	271,672	282,434	417,207

(注) 1 基本的1株当たり当期損失（△）は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。

(4) 主要な事業内容

①アパレル事業

主に自社企画を行い、生産管理までを一貫して行った衣料品を中心としたファッション関連商品をインターネット及びモバイルショッピングサイト「夢展望」により販売を行っており、イタリアブランド「ナラカミーチェ」のシャツ、ブラウスを中心とする衣料品を、百貨店等において販売を行っております。

②ジュエリー事業

婚約指輪・結婚指輪等のブライダルジュエリーを中心とする宝飾品の販売を行っており、札幌から福岡までの主要都市において、路面店やファッションビル、ホテルなどへ出店しているテナント店9店舗を展開しております。

③トイ事業

国内玩具メーカーからの発注に基づき、玩具製品を主に中国の協力工場より仕入れ、玩具メーカー向けに販売しております。

(5) 主要な事業所

①当社（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪府池田市石橋三丁目2番1号
西 新 宿 オ フ ィ ス	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
物 流 セ ン タ ー	千葉県柏市大島田二丁目18番地6 G L P 柏Ⅱ 2 F

②子会社（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ト レ セ ン テ	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ナラカミーチェジャパン株式会社	東京都港区南青山三丁目17番15号
夢新開発（香港）有限公司	中国香港
夢展望貿易（深圳）有限公司	中国広東省

(6) 従業員の状況

①企業集団の従業員数（2025年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
142名	23名減

（注） 従業員数は正社員人数であり契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

②当社の従業員数（2025年3月31日現在）

	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	11名	3名減	42.8歳	9.7年
女 性	21名	2名増	36.8歳	7.8年
合計又は平均	32名	1名減	38.8歳	8.4年

（注） 従業員数は正社員人数であり契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入残高
R I Z A P グループ株式会社	1,980,000
株式会社りそな銀行	182,972
株式会社商工組合中央金庫	12,500
合 計	2,175,472

(注) R I Z A P グループ株式会社からの借入については、その他の資本性金融商品880,000千円を含めております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,337,400株 |
| (3) 株主数 | 12,289名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
R I Z A P グループ株式会社	8,330,400株	45.42%
岡 隆宏	298,800株	1.62%
田中 啓晴	144,000株	0.78%
楽天証券株式会社	137,700株	0.75%
岡 美香	72,000株	0.39%
NOMURA INTERNATIONAL P L C A / C J A P A N F L O W	65,984株	0.35%
仲眞 良作	64,500株	0.35%
豊証券株式会社	59,600株	0.32%
中原 浩	58,000株	0.31%
畑福 尚宏	55,400株	0.30%

- (注) 1. 大株主は、2025年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
2. 持株比率は、自己株式（76株）を控除して算出しております。
3. 行使価額修正条項付第11回新株予約権の権利行使並びに譲渡制限付株式報酬による新株式発行により、前期末に比べ発行済株式の総数が3,605,400株増加しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 数
社外取締役（監査等委員を除く）	1,800株	1 名
取締役（監査等委員）	3,600株	2 名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人及び当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,800千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,800千円

(注) 1 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第5項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの基本方針を下記のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- (2) 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報制度運用規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。
- (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取り締役及び監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。
- (2) 取締役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
- (3) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- (2) 「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規則」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (3) 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、各部門に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において管理本部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理本部は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、各社の議事等を通じて、当社及び当社の子会社全体の業務の適正な遂行を確保できるようにする。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社及び当社の子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践していくため、「企業倫理行動指針」を当社のみならず当社の子会社においても適用し、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - ②内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査等委員会に報告する。

(5) その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連絡会議を定期的に行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人については、監査等委員会の職務を補助すべき者（以下「監査等委員会補助者」という）として相応しい者を任命することとする。監査等委員会補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査等委員会補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査等委員会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が独自に行うものとする。

(2) 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならない。

(3) 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備する。

(2) 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、監査等委員である取締役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査等委員会から要求のあった文書等は随時提供する。

(3) 監査等委員会への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(4) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「企業倫理行動指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対応業務マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認する。
- (2) 反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会は毎月1回の定時取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員出席のもと、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の審議・決定・監督のほか、定時取締役会においては、各部門からの月次報告を受け、分析・対策の審議等を行いました。
当事業年度におきましては、取締役会を28回開催しております。
2. 監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月1回、また必要に応じて臨時で開催し、監査等委員全員出席のもと、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、内部監査室及び各部署の責任者より会社状況の報告を受け、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催しております。
3. コンプライアンス委員会では、代表取締役社長である委員長をはじめ、取締役全員出席のもと、当社及び子会社に関するコンプライアンス上の問題について、審議や対策の決定等を行い、法令遵守体制の強化に努めました。
4. 内部監査室は、財務報告の信頼性確保、また業務の適正性監査等のため、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。
5. 親会社グループ経営の一体性確保のため、当社経営陣と親会社等経営陣による連絡会議を定期的の実施いたしました。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2, 386, 364	流動負債	1, 829, 739
現金及び預金	445, 284	営業債務及びその他の債務	359, 191
営業債権及びその他の債権	481, 324	有利子負債	1, 203, 054
棚卸資産	1, 100, 106	未払法人所得税	11, 853
関係会社短期貸付金	300, 000	引当金	74, 529
その他の流動資産	59, 648	その他の流動負債	181, 111
非流動資産	224, 762	非流動負債	364, 179
有形固定資産	123, 669	有利子負債	199, 098
無形資産	3, 126	引当金	66, 849
その他の非流動資産	97, 967	繰延税金負債	38, 813
		その他の非流動負債	59, 418
		負債合計	2, 193, 919
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	
		資本金	1, 026, 636
		資本剰余金	971, 036
		その他の資本性金融商品	880, 000
		利益剰余金	△2, 514, 554
		自己株式	△85
		その他の資本の構成要素	54, 174
		資本合計	417, 207
資産合計	2, 611, 127	負債・資本合計	2, 611, 127

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	4,499,651
売上原価	2,480,375
売上総利益	2,019,275
販売費及び一般管理費	2,284,425
その他の収益	21,116
その他の費用	33,450
営業損失	277,483
金融収益	16,038
金融費用	98,547
税引前当期損失	359,993
法人所得税費用	9,782
当期損失	369,775
当期損失の帰属 親会社の所有者	369,775

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

親会社の所有者に帰属する持分

	資本金	資本 剰余金	その他の 資本性 金融商品	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計	資本 合計
2024年4月1日残高	767,662	724,475	880,000	△2,148,364	△85	58,747	282,434	282,434
当期損失（△）	—	—	—	△369,775	—	—	△369,775	△369,775
その他の包括利益	—	—	—	—	—	△986	△986	△986
当期包括利益合計	—	—	—	△369,775	—	△986	△370,762	△370,762
新株の発行	257,803	257,803	—	—	—	—	515,607	515,607
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	2,340	2,340	2,340
新株予約権の行使	1,170	1,170	—	—	—	△2,340	—	—
株式発行費用	—	△12,411	—	—	—	—	△12,411	△12,411
利益剰余金への振替	—	—	—	3,586	—	△3,586	—	—
所有者との取引額等合計	258,973	246,561	—	3,586	—	△3,586	505,535	505,535
2025年3月31日残高	1,026,636	971,036	880,000	△2,514,554	△85	54,174	417,207	417,207

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示事項の一部を省略しております。

連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称
 - ナラカミーチェジャパン株式会社
 - 株式会社トレセンテ
 - 夢新開発（香港）有限公司
 - 夢展望貿易（深圳）有限公司

会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

（i）当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を当該金融資産の契約当事者となった時点で当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

（ii）分類及び事後測定

当社グループは、金融資産を、償却原価で測定する金融資産と、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識後、償却原価で測定しております。

また、償却原価で測定する金融資産以外の金融商品は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するか、純損益を通じて公正価値で測定するかを指定し、継続的に適用しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しており、純損益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては純損益として認識しております。なお、当該資産からの配当金については、金融収益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

ただし、営業債権については、簡便的に過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因に基づいて、全期間の予想信用損失を認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に金融資産の認識を中止しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要する費用の見積額を控除した額であります。原価は、購入原価、加工費、現在の場所及び状態に至るまでに発生したすべての費用を含んでおり、主として総平均法に基づいて算定しております。

(2) 資産の減価償却又は償却の方法及びその他の事項

① 有形固定資産

有形固定資産は、各構成要素の見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却を行っております。有形固定資産の主な見積耐用年数は、次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～39年
- ・工具、器具及び備品 4～20年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎決算期末日に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間に向かって適用しております。

②無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されております。

無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されております。

無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎決算期末日に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間に向かって適用しております。

③リース

当社グループが借手となる契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、使用权資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

使用权資産の測定においては原価モデルを採用しております。使用权資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した額で当初の測定を行い、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。使用权資産は連結財政状態計算書上、有形固定資産及び無形資産に含めて表示しております。

リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。リース負債は連結財政状態計算書上、有利子負債に含めて表示しております。

④非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産等の非金融資産について、毎決算期末日に各資産に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。個別にテストできない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループ（資金生成単位）に統合し、その属する資金生成単位（又はそのグループ）ごとに減損テストを実施しております。

個別資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の回収可能価額は、個別資産又は資

金生成単位（又はそのグループ）の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。個別資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損損失を認識し、回収可能価額まで評価減しております。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引いております。

過年度に認識された減損損失について、決算期末日において、減損認識時の回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかったと仮定した場合の減価償却又は償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として減損損失を戻し入れることとしております。

（３）引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

資産除去債務については、貸借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

（４）収益及び費用の計上基準

商品の販売について、主な履行義務は顧客に対して商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから同時点で収益を認識しております。

また、主として財の提供から１年以内に支払いを受けており、重大な金融要素を含んでおりません。

（５）従業員給付に係る会計処理の方法

①短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として処理しております。

賞与及び有給休暇費用については、従業員から過年度及び当年度に提供されたサービスの対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信

頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として処理しております。

②退職後給付

当社グループでは、確定給付型の退職年金及び退職一時金制度を設けております。

確定給付型制度に関連する債務の現在価値は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。この計算は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて行っております。

連結財政状態計算書で認識されている負債（資産）の額は、確定給付制度の債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた金額に対して、利用可能な経済的便益を検討の上、必要に応じて資産上限額に関する調整を行うことにより測定しております。

割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ期間を有する信用格付AAの社債の、期末日の利回りを使用しております。

確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用については、金融費用として純損益に認識しております。

制度の改訂による従業員の過去の勤務に係る確定給付制度債務の増減は、発生時に純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付型制度の給付債務及び制度資産の再測定による負債（資産）の増減をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

（6）外貨換算の方法

①機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。またグループ内の各社は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各社の取引はその機能通貨により測定しております。

②外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

これら取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しております。但し、非通貨性項目の利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しております。

③在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については決算日の為替レート、収益及び費用については期中平均為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改定の概要
IAS第1号	計算書類の表示	負債の流動又は非流動への分類に関する要求事項を明確化 特約条項付の長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上したものであって、翌連結会計年度にかかる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は以下のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結損益計算書には、収益性の低下に基づく棚卸資産評価損が計上されております。

当社グループは、棚卸資産が適正な価値で評価されるように評価損の金額を見積っており、過剰、滞留、並びに陳腐化した棚卸資産に対して評価損を計上しています。

棚卸資産の取得原価が正味実現可能価額を超過する場合、当該超過額に対して評価損を計上しております。当社グループは通常、一定の保有期間を超える棚卸資産を滞留もしくは陳腐化していると見なします。

また、当社グループが主として取り扱うアパレル関連の棚卸資産に対しては、シーズン経過による陳腐化や気候変動による値下げ販売に起因する収益性の低下を反映するために、時の経過に伴って定期的にその取得原価を減額しております。

加えて、当社グループでは、将来の需要予測や市況そして関与する経営者の判断のもとに、一定の保有期間に満たない棚卸資産についても評価損を計上することがあります。

す。よって、今後も市場の状況や商品の需要が当社グループの想定を下回れば、棚卸資産の評価損を計上しなければならない可能性があります。

棚卸資産のセグメント別内訳は以下のとおりです。

- ①アパレル事業・・・783,846千円
- ②ジュエリー事業・・・316,259千円

また、棚卸資産の正味実現可能価額への評価減の金額は以下のとおりです。

- ①アパレル事業・・・83,867千円
- ②ジュエリー事業・・・6,439千円

(2) 有形固定資産に含まれる使用権資産のリース期間

使用権資産 76,428千円

リース期間は、延長オプションを行使する、又は解約オプションを行使しない、経済的インセンティブを創出するようなすべての事実及び状況を検討し、決定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、リース期間の決定に影響を与えるような事象又は状況に重大な変化が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、使用権資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 非金融資産の減損

(千円)

	簿価	減損損失累計額
有形固定資産	123,669	324,052
無形資産	3,126	147,346
合 計	126,795	471,398

当社は有形固定資産及び無形資産について、帳簿価額を回収できない可能性を示す事象が発生した時点、もしくは状況が変化した時点で、減損テストを行っています。減損損失は、個別資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

個別資産又は資金生成単位（又はそのグループ）の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で算出しております。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引いております。

当連結会計年度の減損テストにおいて、使用価値は店舗閉鎖等や市場の需要減少の影響を考慮し算定しています。しかし、将来における当該影響は不確実性を伴っており、仮に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループは、アパレル事業の棚卸資産について、季節商品と定番商品とに区分したうえで、一定の期間を超えて保有する棚卸資産に在庫保有期間に応じた評価率を設定し、当該評価率に基づき切下げた価額をもって、帳簿価額としておりました。

当連結会計年度末においては、一定の期間を評価するための十分な期間のデータが蓄積されたことにより、当該一定の期間の実態をより詳細に把握することが可能となったことから、在庫保有期間に応じた評価率を見直しました。

当連結会計年度末より、棚卸資産に係る収益性の低下の状況をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、見直し後の評価率に基づき、棚卸資産に対する評価減を行っております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業損失は42,873千円減少し、税引前当期損失及び当期損失も同額減少しております。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 1,708千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 836,046千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

有形固定資産及び無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

当連結会計年度において、回収可能価額は使用価値により算定しております。

使用価値はそれぞれの資金生成単位の固定資産の見積残存耐用年数に相当する期間の予算を基礎とした将来キャッシュ・フロー及び資金生成単位の加重平均資本コストを参考に決定した割引率を使用して算定しております。

なお、資金生成単位における将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについては、使用価値を零としております。

この結果、減損損失を28,367千円計上しております。

7. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	14,732,000	3,605,400	—	18,337,400

（変動事由の概要）

増加数は、行使価額修正条項付第11回新株予約権の権利行使並びに譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

（2）新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社であるR I Z A Pグループ株式会社からの資金調達その他、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容

営業債権である売掛金に係る与信先は、クレジットカード会社及び商品代引き決済の宅配会社等であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

関係会社短期貸付金は、親会社であるR I Z A Pグループ株式会社への貸付であります。

有利子負債である借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

その他の非流動負債に含まれる長期未払金は、無形資産等取得に伴う未払残になります。

③金融商品に係るリスク及びリスク管理体制

当社グループは、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で様々な財務上のリスク（為替リスク、金利リスク、信用リスク及び流動性リスク）に晒されており、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

(i) 為替リスク

当社グループは、海外で事業を展開しているため、主として外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、為替の変動リスクを回避するために、外貨建の営業債権債務について先物為替予約を行う場合があります。なお、当社においては為替変動リスクを回避する目的以外でのデリバティブ取引は行っておりません。また、期末日現在では先物為替予約は実施しておりません。

(ii) 金利リスク

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の調達や短期的な余裕資金の運用において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。当社グループは、当該リスクの防止又は低減のため、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

(iii) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。また、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証等の保全措置を講じております。

(iv)流動性リスク

当社グループは、手元流動性の維持を目的として当社管理本部においてグループ全体の年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを低減しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品及び経常的に公正価値で測定する金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値	差額
金融負債			
償却原価で測定する金融負債			
長期借入金	193,793	192,231	△1,562
長期未払金	69,321	64,659	△4,662
合計	263,115	256,890	△6,224

(注) 金融商品の公正価値の算定方法

- (i)現金及び預金、営業債権及びその他の債権、関係会社短期貸付金、その他の流動資産
これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。
- (ii)営業債務及びその他の債務、短期借入金
これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。
- (iii)長期借入金、長期未払金

元利金の合計額を同様の新規借入、又は割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

IFRS第13号「公正価値測定」は金融商品の公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性に基づき、金融商品の算定額をレベル1からレベル3までの階層に分類することを要求しております。

公正価値の階層は以下のとおりであります。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

連結財政状態計算書において、公正価値で測定する階層ごとの金融資産及び金融負債の公正価値は次のとおりであります。

	(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性 金融商品	—	—	43	43
合計	—	—	43	43

9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|-----------------|--------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 22円75銭 |
| 基本的1株当たり当期損失 | 22円50銭 |

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、売上収益を主要なサービスライン別に分解しております。

(単位：千円)

		アパレル 事業	ジュエリー 事業	トイ事業	合計
主要なサ ービスラ イン	小売業	2,330,829	778,662	—	3,109,491
	卸売業	227,245	10,680	1,152,233	1,390,159
	合計	2,558,075	789,342	1,152,233	4,499,651

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

アパレル事業

アパレル事業における小売業及び卸売業については、衣料品、靴及び雑貨等ファッション関連商品の販売を行っております。本事業において主な履行義務は、顧客に対して商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから同時点で収益を認識しております。また、主として財の提供から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素を含んでおりません。

ジュエリー事業

ジュエリー事業における小売業及び卸売業については、ブライダルジュエリーを中心とする宝飾品の販売を行っております。本事業において主な履行義務は、顧客に対して商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。また、主として財の提供から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素を含んでおりません。

トイ事業

トイ事業における卸売業については、国内玩具メーカーからの発注に基づき、玩具製品を販売しております。本事業において主な履行義務は、顧客に対して商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。また、主として財の提供から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素を含んでおりません。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高等

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。

売掛金（期首残高） 438,504千円

売掛金（期末残高） 401,375千円

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高） 100,648千円

契約負債（期末残高） 80,539千円

契約負債は、主に商品販売に関して受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高はすべて、当連結会計年度の収益として認識しております。

また、連結財政状態計算書上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示していません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1, 826, 326	流動負債	1, 414, 693
現金及び預金	179, 693	買掛金	56, 520
売掛金	100, 292	子会社短期借入金	140, 000
商品	451, 073	関係会社短期借入金	1, 100, 000
貯蔵品	4, 413	未払金	67, 488
前払費用	6, 085	未払費用	3, 073
未収収益	870	未払法人税等	9, 143
子会社短期貸付金	945, 000	契約負債	937
関係会社短期貸付金	300, 000	仮受金	92
未収入金	34, 025	預り金	1, 489
預け金	2, 148	株主優待引当金	32, 649
その他	19, 298	その他	3, 297
貸倒引当金	△216, 576	固定負債	1, 331, 522
固定資産	85, 187	関係会社長期借入金	880, 000
有形固定資産	0	長期預り金	451, 522
無形固定資産	0	負債合計	2, 746, 215
投資その他の資産	85, 187	純 資 産 の 部	
関係会社株式	0	株主資本	△834, 701
出資金	3	資本金	1, 026, 636
関係会社出資金	82, 674	資本剰余金	1, 048, 530
差入保証金	2, 510	資本準備金	926, 636
		その他資本剰余金	121, 894
		利益剰余金	△2, 909, 782
		その他利益剰余金	△2, 909, 782
		繰越利益剰余金	△2, 909, 782
		自己株式	△85
資産合計	1, 911, 513	純資産合計	△834, 701
		負債・純資産合計	1, 911, 513

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,341,000
売上原価		618,970
売上総利益		722,030
販売費及び一般管理費		849,059
営業損失		127,029
営業外収益		
受取利息	58,807	
為替差益	1,468	
その他	13,495	73,771
営業外費用		
支払利息	60,673	
株主優待関連費用	35,546	
その他	10,658	106,878
経常損失		160,136
特別損失		
貸倒引当金繰入	215,963	
減損損失	1,668	
関係会社株式評価損	10,285	227,917
税引前当期純損失		388,054
法人税、住民税及び事業税		2,963
当期純損失		391,018

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	767,662	667,662	121,894	789,556	△2,518,764	△2,518,764
当期変動額						
新株発行	257,803	257,803		257,803		
新株予約権行使	1,170	1,170		1,170		
当期純損失（△）					△391,018	△391,018
当期変動額合計	258,973	258,973	-	258,973	△391,018	△391,018
当期末残高	1,026,636	926,636	121,894	1,048,530	△2,909,782	△2,909,782

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△85	△961,631	△961,631
当期変動額			
新株発行		515,607	515,607
新株予約権行使		2,340	2,340
当期純損失（△）		△391,018	△391,018
当期変動額合計	-	126,929	126,929
当期末残高	△85	△834,701	△834,701

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法
及び関係会社出資金

② 棚卸資産

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待ポイントの利用による費用の発生に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づいて、事業年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品の販売について、主な履行義務は顧客に対して商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから同時点で収益を認識しております。

また、主として財の提供から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素を含んでおりません。

なお、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した一部の取引については、顧客から受取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上したものであって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

当事業年度の貸借対照表には、棚卸資産として商品451,073千円及び貯蔵品4,413千円が計上されており、損益計算書には、収益性の低下に基づく商品評価損43,994千円が計上されております。

棚卸資産については、主としてEコマースを利用したアパレル関連の小売業を行う当社にとって重要な資産であるものの、当社の取扱い商品はシーズン経過による陳腐化や気候変動による値下げ販売をすることもあります。

従って、シーズン経過による陳腐化や、気候変動による正味実現可能価額の減額の仮定が含まれており、これらの仮定が変動した場合には、商品評価損が追加計上される可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、アパレル事業の棚卸資産について、季節商品と定番商品とに区分したうえで、一定の期間を超えて保有する棚卸資産に在庫保有期間に応じた評価率を設定し、当該評価率に基づき切下げた価額をもって、帳簿価額としておりました。

当事業年度末においては、一定の期間を評価するための十分な期間のデータが蓄積されたことにより、当該一定の期間の実態をより詳細に把握することが可能となったことから、在庫保有期間に応じた評価率を見直しました。

当事業年度末より、棚卸資産に係る収益性の低下の状況をより適切に財政状態及び経営成

績に反映させるため、見直し後の評価率に基づき、棚卸資産に対する評価減を行っております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業損失は23,966千円減少し、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失も同額減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 94,767千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

金銭債権 25,302千円
金銭債務 479,763千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は当社の連結子会社であるナラカミーチェジャパン株式会社に係るものであります。

(2) 関係会社との取引高

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引による取引高 86,958千円
営業取引以外の取引による取引高 140,611千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

76株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	13,473千円
貸倒引当金	66,326千円
株主優待引当金	9,998千円
固定資産	3,474千円
長期貸付金	171,965千円
関係会社株式	159,026千円
その他	11,142千円
繰越欠損金	530,053千円
繰延税金資産小計	965,459千円
評価性引当額	△965,459千円
繰延税金資産合計	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	R I Z A P グループ 株式会社	(被所有) 直接45.4%	役員の兼任 資金の貸借 株主優待品 の購入	資金の貸付	50,000	関係会社 短期貸付金	300,000
				資金の借入	—	関係会社 短期借入金	1,100,000
				資金の返済	—	関係会社 長期借入金	880,000
				利息の受取 (注) 1	13,505	未収収益	197
				利息の支払 (注) 2	54,999	未払費用	150
				株主優待関連費用 (注) 3	21,398	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 R I Z A P グループ株式会社への貸付利率は、当社の借入利率が5%に対し、貸付利率は8%であり、当社の資金繰りを無視して貸付を求められるものではないという契約内容となっており、極度額での契約となるため、R I Z A P グループ株式会社への機動的な貸付も可能となるため、適切であると判断しております。
- 2 当社は、R I Z A P グループ株式会社より資金の借入を行っております。借入金利は、第三者からの低利での借入は現実的ではないので、5%という借入利率について適切な水準であると判断しております。
- 3 株主優待関連費用につきましては、使用実績に基づき負担しているものであります。

(2) 子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社トレセンテ	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の預り	—	長期預り金	451,522
				資金の貸付 (注) 1	75,000	子会社 短期貸付金 (注) 4	475,000
				利息の受取 (注) 1	26,901	未収収益	606
子会社	ナラカミーチェ ジャパン株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	170,000	子会社 短期貸付金 (注) 4	470,000
				利息の受取 (注) 1	18,193	未収収益	67
子会社	夢新開発（香港） 有限公司	所有 直接100%	資金の借入 商品の仕入	資金の借入	98,000	子会社 短期借入金	140,000
				利息の支払 (注) 2	5,612	未払費用	2,922
				商品仕入 (注) 3	—	買掛金	18,413

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は株式会社トレセンテ及びナラカミーチェジャパン株式会社に対して資金の貸付を行っております。貸付利率は、5%水準であり R I Z A P グループ株式会社から当社への借入利率が5%のため適切な水準であると判断しております。
- 2 連結子会社である夢新開発（香港）有限公司から借入を行っております。借入金利は6%水準で現地借入金利等より検討しその借入金利についても合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。
- 3 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、当社が代理人に該当する取引であるため、取引額を純額で表示しております。なお、商品仕入については市場価格等を勘案して決定しております。
- 4 株式会社トレセンテ及びナラカミーチェジャパン株式会社への貸付のうち、それぞれ400百万円、300百万円に対し、2024年4月23日付けで R I Z A P グループ株式会社より債務保証を受けております。
- 5 ナラカミーチェジャパン株式会社に対する債権に対し、当事業年度において貸倒引当金繰入額215,963千円を計上しております。当事業年度末における貸倒引当金残高は215,963千円であります。

(3) 兄弟会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
兄弟会社	R I Z A P ビジネスイノベーション株式会社	なし	役員の兼任 業務受託	教材作成 業務受託 (注) 1	10,000	未収入金	11,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 当社が兄弟会社との間に締結した契約に基づいて取引条件を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△45円52銭
1株当たり当期純損失	23円79銭

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 23 日

夢展望株式会社
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 沖 聡

公認会計士 上 西 貴 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、夢展望株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、夢展望株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月23日

夢展望株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	西 貴 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、夢展望株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

夢展望株式会社 監査等委員会

監査等委員 古川 純 平 ㊞

監査等委員 佐藤 信 治 ㊞

監査等委員 木谷 倫 之 ㊞

(注) 監査等委員古川純平及び監査等委員木谷倫之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。